



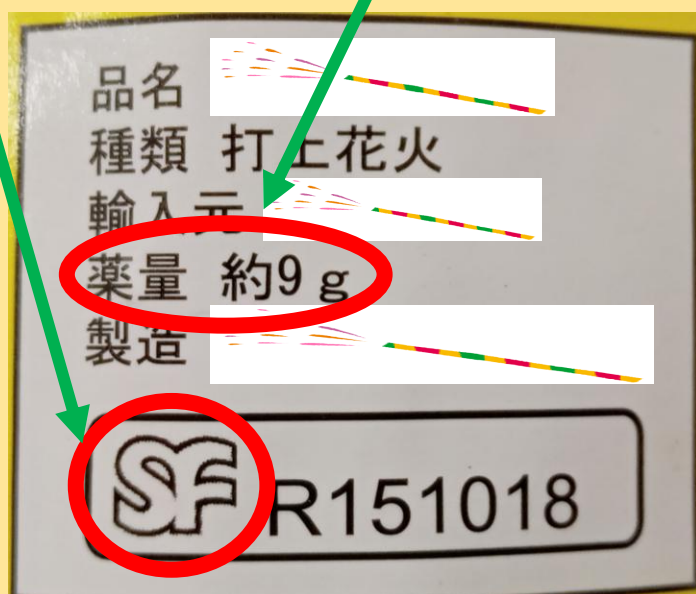
おもちゃ花火について



1, 000m²以上の店舗等の売場において、SFマークの付された
がん具煙火（おもちゃ花火）
を陳列販売する場合、総薬量は
5kg未満となっており、それ以上
陳列することはできません。

（SFマークが付されていない場合、火災予防条例によりおもちゃ花火を店舗等の売場に持ち込みすることができません。）

ラベルの記載を確認



百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗など がん具煙火(おもちゃ花火)の貯蔵及び販売フローチャート



「百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗又は展示場」の床面積の合計が1,000㎡以上（入口付近に左図の標識が設置されています）で、おもちゃ花火の取扱いがありますか？

はい

いいえ

SFマークの付いたおもちゃ花火を取扱っているか

禁止行為※の解除申請の届出の必要はありません

はい

いいえ

取扱う（販売及び貯蔵）総薬量は、5kg未満ですか？

持ち込めません
（禁止行為※の解除もできません）

はい

いいえ

禁止行為※の解除申請の必要はありません

取扱う（販売及び貯蔵）総薬量は、5kg以上25kg以下ですか？

はい

いいえ

「売場」で取扱うのは5kg未満で、それ以上陳列することはできません。（5kg以上となっても、禁止行為※の解除申請することもできません。）

なお、建物全体で（「売場」としてみない場所を含めて）合算して25kg以下で取扱う場合は、「売場」部分を含めたすべてのがん具煙火を、不燃性の容器又は防災処理した覆いをする必要があります。この場合も、禁止行為※の解除承認申請の届出の必要はありません。

「売場」としてみない場所については、条件がありますので、詳しくは消防本部予防課（TEL32-5104）にお問い合わせください。

火薬取締法の規制があり、庫外貯蔵庫の設置が必要となります。（県で規制）

※「禁止行為」とは、指定場所（売場など）に火災予防上危険な物品（火薬など）を持ち込む行為等をいいます。